

政府
税調

税務署の権限強化めざす

政府税制調査会は、「納税者権利憲章」(仮称)制定へ向けた「最終答申」策定準備を始めていますが、そのたたき台が11月25日に発表された「納税環境整備PT(プロジェクトチーム)報告書」(以下「報告書」)。この中には、納税者の権利を大きく後退させ、税務調査での税務署の権限を強化する重大な問題が含まれています。政府・与党はこれらの内容を国税通則法「改正案」に盛り込み、来年1月国会に上程し、3月中に成立させようとしています。

税務調査5年に、記帳も義務化

「報告書」は、納税者が申告後に税金の減額を求める「更正の請求」期間(現行1年)を5年に延長する一方、課税庁が増額更正できる期間(個人は現行3年)を5年にするとしています。これは、所得税の税務調査期間を5年にすることを意味します。

また、「全ての処分について理由附記を実施する」とする一方で、「ただし、個人の白色申告者に対する更正等に係る理由附記については、記帳・帳簿等保存義務の拡大と併せて実施する」とし、申告所得300万円以下の業者にも記帳を義務化することを盛り込んでいます。

●帳簿書類の「預り」規定も

しかも、「納税者から提出された物件の預り・返還等に関する規定を設ける」とし、「事前通知の内容に、課税庁が現行の『質問』『検査』に加え、調査の相手方に対し、帳簿書類その他の物件の『提示』『提出』を求めることができる」という規定まで盛り込むことを主張しています。

「事前通知なし」を合法化、調査終了後の再調査も可能に

さらに、「報告書」には、事前通知を「原則行う」とし、「正確な事実の把握を困難にするおそれなど、税務署長の判断次第で「事前通知は行わない」ことを合法化しようとしています。調査終了時や更正・決定等を行うときには、「調査終了通知を行うことを法令上明確化する」一方で、「終了通知が交付された後においても、必要があるときは再調査ができる」ことを打ち出しています。

●納税者番号制度も早期導入

また、納税者番号を早期に導入し、各種の取引に際して取引相手に番号を通知し、取引の相手が税務当局に提出する法定調書や納税申告書に番号を記載することを義務づけることとしています。

徴税強化反対 納税者の権利確立を!

全商連は11月28日、「納税者の権利憲章」(第2次案)を発表しました。この憲章案は、憲法理念に基づき、調査と徴収、不服審査から裁判にいたるまで税務行政のあらゆる面に適正手続きを貫き、人権を保障し、強権的な税務行政に歯止めをかける内容です。納税者の権利と暮らしを守るために、政府がめざす危険なねらいを許さない運動を大きく広げましょう。



全国商工団体連合会
www.zenshoren.or.jp/

民主商工会 ☎